

事業費補助金調査票(表)

補助金名	防犯灯設置費補助金
------	-----------

担当課	市民生活部 交通防犯課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	02	01	14	15 - 01
事業名	防犯灯整備事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R2実施計画額	12,000	千円
R1 予算額	12,000	千円
H30 決算額	11,880	千円
H29 決算額	11,948	千円
H28 決算額	12,017	千円
H27 決算額	8,897	千円
H26 決算額	10,115	千円

事業の趣旨・目的	防犯灯を設置する区・自治会等に対し設置費の一部を補助することにより、環境整備及び犯罪の防止を図り、もって市民生活の安全に寄与することを目的とする。			補助対象者	【補助対象者】	市に届出のあった区、自治会等									
	開始年度 昭和 58 年度				補助対象経費	【補助対象経費】	防犯灯の設置費、小柱の設置費及び移設費								
						【補助率】	80% ただし、上限額については次のとおり ・LED灯を本柱又は既設の小柱へ設置 72,900円 ・LED灯を新設の小柱へ設置 123,300円 ・水銀灯を本柱又は既設の小柱へ設置 60,800円 ・水銀灯を新設の小柱へ設置 111,200円 ・小柱の新設・交換 50,400円 ・小柱の移設 24,000円 ※いずれも撤去費は補助対象外とする。								
根拠法令等	(市) 成田市防犯灯設置費及び維持管理費補助金交付規則 成田国際空港騒音地域における補助金等の特例に関する規則			補助率	【国県等の補助率】	市単独補助事業のため、国県等の補助なし									
留意事項	成田国際空港騒音地域における補助金等の特例に関する規則に基づき、成田国際空港周辺の騒音地域については補助要件の緩和及び補助額の引き上げを行う。				【近隣自治体の補助率】	・千葉市:80%(独立鋼管ポールを含む場合85%) ・佐倉市:50% ・印西市:85%									
決算内訳	平成 30 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	成果指標: 防犯灯設置費補助灯数 (単位:灯)										
		金額	件数		割合	<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>187.0</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>186.0</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>178.0</td> </tr> </table>		年度	数値	平成30年度	187.0	平成29年度	186.0	平成28年度	178.0
	年度	数値													
	平成30年度	187.0													
	平成29年度	186.0													
	平成28年度	178.0													
全体事業費	14,360														
うち市補助金	11,880	187	82.7%												
うち国補助	0		0.0%												
うち県補助	0		0.0%												
自己負担	2,480		17.3%												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本施策である「犯罪や事故などが起こりにくいまちをつくる」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	防犯灯の設置により、市民が安全に安心して暮らせることに繋がるため、市民ニーズに合致する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の市補助率は1/2以下である	いいえ	補助率は1/2を超過しており、高水準であるが、県内自治体においても同程度で行っており、適正である。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	—	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的,対象者,対象経費,算定基準が明記されている	—	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	—	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	防犯灯設置費補助灯数 H28:178灯、H29:186灯、H30:187灯
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	地区の生活道路に、主に歩行者の安全確保と犯罪の防止を目的に設置しており、地区ごとに異なる環境の中で、市民の声を効果的に反映できている。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
課題			
最終評価	維持継続		
評価者所見	<p>犯罪を抑止するためには、地域と行政がそれぞれの役割と責任のもとに相互に連携し、安全・安心な生活を送ることができる環境づくりが必要である。</p> <p>犯罪の防止等を目的とした防犯灯の設置については、防犯灯の設置・更新を促進するため、区・自治会の負担を軽減する一定の補助を行う必要があることから、今後も継続して補助事業を実施する。</p>		